

第 2 農 業 編

解 説 6

X 農業経営の部

農業経営統計調査結果から経営形態別経営統計（個別経営）及び営農類型別経営統計（個別経営）を掲載した。農業経営統計調査は、農業経営関連諸施策等の見直し・再編への確に対応するため、調査体系と内容について、農業経営全体及びこれを構成する経営部門を一体的に捉えることができるよう見直しを行い、平成16年から現行体系による調査を実施している。

1 経営形態別経営統計（個別経営）

営農類型別経営統計で取りまとめた「水田作経営」、「畑作経営」、「野菜作経営」、「果樹作経営」、「花き作経営」、「酪農経営」、「肉用牛経営」、「養豚経営」、「採卵養鶏経営」及び「ブロイラー養鶏経営」の各営農類型に属する農業経営体に、「その他経営」に属する農業経営体を加えて集計した、経営形態別経営統計（個別経営）の1経営体当たりを掲載した。

2 営農類型別経営統計（個別経営）

営農類型別経営統計（個別経営）は、2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、農業生産物の販売を目的とし、世帯による農業経営を行う経営体を対象に実施した。

なお、農業経営体とは、①経営耕地面積が30a以上の規模の農業、又は、②農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又はその出荷羽数、その他の事業の規模が次に示す農業経営体の外形基準（面積、頭数等といった物的指標）以上の農業を行う者をいう。

（農業経営体の外形基準）

① 露地野菜作付面積	15 a
② 施設野菜作付面積	350m ²
③ 果樹栽培面積	10 a
④ 露地花き栽培面積	10 a
⑤ 施設花き栽培面積	250m ²
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧ 豚飼養頭数	15頭
⑨ 採卵鶏飼養頭数	150羽
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
⑪ その他	1年間における農業生産物の総販売額が50万円に相当する事業規模

営農類型別経営統計（個別経営）は、農業生産物の販売を目的とする農業経営体（個別経営で経営耕地面積が30a以上又は過去1年間における農産物販売金額が50万円以上に相当する事業規模）を調査対象としている。

(1) 調査対象経営体の営農類型分類について

調査対象経営体の営農類型区分及び分類基準については、以下のとおりである。

営農類型の種類	営農類型の分類基準
水田作経営	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物のうち、水田で作付けた作物の販売収入合計が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営
畑作経営	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物のうち、畑で作付けた作物の販売収入合計が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営
野菜作経営	野菜の販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営
露地野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
施設野菜作経営	野菜作経営のうち、施設野菜の販売収入が露地野菜の販売収入より多い経営
果樹作経営	果樹の販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営
花き作経営	花き販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営
露地花き作経営	花き作経営のうち、露地花き販売収入が施設花き販売収入以上である経営
施設花き作経営	花き作経営のうち、施設花き販売収入が露地花き販売収入より多い経営
酪農経営	酪農の販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営
肉用牛経営	肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業販売収入に比べ最も多い経営
繁殖牛経営	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用めす牛の飼養頭数が多い経営
肥育牛経営	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用めす牛の飼養頭数以上である経営
養豚経営	養豚の販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営
採卵養鶏経営	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営
ブロイラー養鶏経営	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営
その他経営	上記の営農類型に分類されない経営

(2) 調査期間

平成25年調査の期間は、平成25年1月から12月までの1年間である。

(3) 調査方法

調査は、調査対象経営体に所定の現金出納帳・作業日誌（記録簿）を配布し、これに日々の現金収支及び労働時間等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、農林水産省の職員による調査対象経営体に対する面接調査の併用により行った。

(4) 集計方法

各調査対象経営体ごとにウェイトを定め、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウェイトは、都道府県別、営農類型・規模別に区分した各階層ごとの標本抽出率（階層の大きさに対する標本数の比率）の逆数としている。

$$\text{求めようとする項目の平均値} = \frac{\sum_{i=1}^n W_i \times X_i}{\sum_{i=1}^n W_i}$$

n : 当該集計対象区分に属する集計経営体数

W_i : 当該集計対象区分に属する i 番目の集計経営体のウェイト

X_i : 当該集計対象区分に属する i 番目の集計経営体の X 項目の数値（調査結果）

なお、この調査結果は、調査経営体数が少ないため、必ずしも県（東海3県）平均を表しているとは限らないので、利用に当たっては留意をお願いする。

(5) 営農類型別経営統計における部門収支の把握

営農類型別経営統計において収支等を把握する部門区分は、各営農類型別の指部門のうち上位2部門としている。

なお、部門収支については、水田作経営であっても田作、畑作を分けずに田畑合計の収支としている。

(6) 経営収支、資産及び負債の把握範囲

経営収支、資産及び負債については、

- ・経営体の農業全体
- ・農業経営関与者^注が経営権を持っている農業生産関連事業及び農外事業等に着眼した把握としており、把握の範囲は次のとおりである。

ア 農業：経営体全体の経営収支

イ 農業以外：農業経営関与者の経営収支

注) 「農業経営関与者」とは、農業経営主夫婦及び年間60日以上当該経営体の農

業に従事する世帯員である家族のことである。なお、15歳未満の世帯員及び高校・大学等への就学中の世帯員は、年間の自営農業従事日数が60日以上であっても農業経営関与者とはしない。

3 農業経営統計調査の分析指標等

分析指標等の算出については、以下のとおりである。

なお、農業固定資産額については土地を除いて計算しており、また、経営全体は農業固定資産の年始め現在価と購入額の計である。

- (1) 農業所得率(%) = 農業所得 ÷ 農業粗収益 × 100
- (2) 付加価値額(千円) = 農業粗収益 - [農業経営費 - (雇用労賃 + 支払小作料 + 農業経営に係る負債利子)]
- (3) 付加価値率(%) = 付加価値額 ÷ 農業粗収益 × 100
- (4) 農業固定資産装備率(円) = 農業固定資産額 ÷ 自営農業労働時間 × 1,000
- (5) 農業経営関与者1人当たり農業所得(千円) = 農業所得 ÷ 農業経営関与者数
- (6) 農業経営関与者1人当たり総所得(千円) = 総所得 ÷ 農業経営関与者数
- (7) 農業専従者1人当たり農業所得(千円) = 農業所得 ÷ 農業専従者数
- (8) 家族農業労働1時間当たり農業所得(円) = 農業所得 ÷ 家族農業労働時間 × 1,000
- (9) 農業固定資産千円当たり農業所得(円) = 農業所得 ÷ 農業固定資産額 × 1,000
- (10) 経営耕地面積10a当たり農業所得(円) = 農業所得 ÷ 経営耕地面積 × 10
- (11) 自営農業労働1時間当たり付加価値額(円) = 付加価値額 ÷ 自営農業労働時間 × 1,000
- (12) 農業固定資産千円当たり付加価値額(円) = 付加価値額 ÷ 農業固定資産額 × 1,000
- (13) 経営耕地面積10a当たり付加価値額(千円) = 付加価値額 ÷ 経営耕地面積 × 10
- (14) 該当部門作付面積10a当たり部門所得(千円) = 部門所得 ÷ 該当部門作付面積 × 10
- (15) 該当部門家族農業労働1時間当たり部門所得 = 部門所得 ÷ 該当部門家族労働時間 × 1,000

4 東日本大震災の影響への対応

全国値については、東日本大震災の影響により、営農ができなかった東北地域の一部の調査対象経営体を除外して集計した。

用語の解説

農業粗収益	<p>農業経営によって得られた総収益額をいい、農業粗収益には、農業経営の成果である農産物等の販売収入、現物外部取引（現物労賃、物々交換、無償贈与等）額、農業生産現物家計消費額、共済・補助金等受取金及び農作業受託収入等の収入を計上した。</p> <p>なお、経営安定対策等の補てん金・助成金については農業雑収入に、販売価格の一部として交付される助成金等については当該農産物の販売収入として、それぞれ計上した。</p>
農業経営費	<p>農業経営費には、農業粗収益を得るために要した資材や料金の一切の費用を計上した。</p>
農業所得	<p>農業粗収益から農業経営費を差し引いたものである。</p>
農業生産関連事業	<p>農業経営関係者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等の農業に関する事業であって、①従事者がいること、②当該農業経営体が生産した農産物を使用していること、③当該農業経営体が所有又は借り入れている耕地若しくは農業施設を利用していることのいずれかに該当するものである。</p> <p>ただし、これらの事業を行っていても、別の法人等により経営する事業は農業生産関連事業とはせず、農外事業とした。</p>
農外収入	<p>農業経営関係者が経営権を持っている農業及び農業生産関連事業以外の事業収入、農業経営関係者が他の経営に雇用されて受け取る給料・俸給等のほか、農業経営関係者が受け取る歳費・手当、配当利子等、貸付地の小作料並びに地代収入等を計上した。</p>
農外支出	<p>上記（農外収入）の事業に係る支出及び負債利子を計上した。</p>
年金等の収入	<p>農業経営関係者が受け取る年金及び各種社会保障制度による給付金、退職金、各種祝い金及び見舞金を計上した。</p>
総所得	<p>農業所得に、農業生産関連事業所得、農外所得及び年金等の収入を加えたものをいい、農業経営体の受け取る所得の全額である。</p>
租税公課諸負担	<p>社会保険料負担等の農業経営関係者の農業経営以外の経営負担分を計上した。</p>
可処分所得	<p>所得から租税公課諸負担を差し引き、年金や補助金などの移転所得を加えたもので、農業経営体が家計消費や貯蓄など、自由に振り向けられる所得である。</p>

推計家計費

推計家計費は、以下により算出した。

推計家計費＝都道府県庁所在市別1人当たり年平均の消費支出^注×家計費推計世帯員数＋生産現物家計消費額＋減価償却費（家計負担分）

注）平成25年家計調査の「2人以上の世帯で農林漁家世帯を含む全世界帯」の結果を用いた。

なお、家計調査の消費支出には、営農類型別経営統計で農外支出としている通勤定期代、固定資産購入としている自動車購入費（10万円以上）及び公課諸負担としている自賠責保険掛け金（家計以外）を含むこと、経営体との水準が明らかに異なる家賃地代がそのまま含まれることなどに留意する必要がある。